

# 函館市奨学金返還支援事業について

## (市内企業向けQ & A)

### [若者応援企業の登録について]

**Q 1** 若者応援企業の登録要件である中小企業等とは?

**A 1** 以下のいずれかに該当するものとなります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの  
なお詳細は、中小企業庁ホームページをご参照願います。  
[中小企業・小規模企業者の定義 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](http://meti.go.jp)
- (2) (1)に準ずるものとして市長が認めたもの
- (3) 函館市介護人材等地域定着奨励金交付要綱で定義する事業所
- (4) 函館市保育士等就労奨励金交付要綱で定義する市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園

**Q 2** A1 の(3), (4)に該当しますが、法人の従業員数が中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる数を超えてます。若者応援企業の登録要件に該当しますか。

**A 2** 従業員数が300人以上の法人等については、原則、若者応援企業の登録要件に該当しません。ただし、介護職員等・保育職を新規採用する場合に限り、従業員規模を問わず、若者応援企業の登録を行うことができます。

**Q 3** 従業員数350人の社会福祉法人です。A 2によると、若者応援企業の登録要件には原則該当しないとのことですですが、本事業の対象者要件に該当する方を法人で運営する市内の介護保険事業所で介護職員（市内の認定こども園で保育職員）として新規採用したいと考えています。その場合は、若者応援企業の登録要件に該当しますか。

**A 3** お見込みのとおり登録要件に該当します。ただし、介護職員、保育職員以外の職種の従業員を新規採用しても、本事業を利用することはできませんので、ご注意願います。

**Q4** 若者応援企業の登録要件を満たさないと登録できないのですか？

**A4** 登録要件につきましては、若者応援企業募集要項に記載の「3 若者応援企業の登録要件」を満たす必要がありますが、満たすことができないやむを得ない理由がある場合は、ご相談ください。

**Q5** 若者応援企業に登録していないと本事業を活用することはできないのですか？

**A5** お見込みのとおり、若者応援企業の登録が前提となります。

従って、支援対象者としての要件を満たす方を新規採用した場合であっても、その時点で登録が完了していない場合は、この方を本事業の支援対象者として認定することはできませんので、ご留意のうえ、採用日より前の登録をお願いいたします。

**Q6** 介護事業所等（または保育所・認定こども園・幼稚園）で若者応援企業の登録を行った場合、介護事業所（または保育所・認定こども園・幼稚園）としての負担はないのですか？

**A6** 介護事業所等（または保育所・認定こども園・幼稚園）において、支援対象者（従業員）への負担を求める職種は、介護に直接従事する方（保育所・認定こども園・幼稚園については保育に直接従事する保育士）のみとなります。

**【その他の職種（事務職等）の支援対象者を新規採用し、本事業を活用する場合は、市と同額（返還額の1／3）以上の支援をしていただく必要があります。】**

**Q7** 函館市外に本店（本社）がある企業ですが、若者応援企業に登録後に新規採用する社員について、函館市内の支店で研修後、札幌市内の本店に配属とする予定です。支援対象となりますか。

**A7** 函館市外に本店（本社）のある企業が、若者応援企業に登録し、新規採用する社員において本事業を活用する場合は、就業地域を函館市内に限定し雇用していただく必要があります。従って、採用時において既に函館市外での勤務を想定している場合は、要件に該当せず対象外となりますので、ご注意ください。ただし、採用当初は就業地域を函館市内に限定し雇用したが、その後雇用条件の変更などにより函館市外に転出した場合は、資格喪失時点（函館市転出時点）までの交付を認める場合がありますので、別途ご相談ください。

## [支援対象者について]

**Q8** 若者応援企業の函館支店に所属し、函館市内に住所を有している状況で、長期出張等により函館を離れる場合、その期間は対象外となりますか？

**A8** 基本的には上記期間も対象となります。個別のケースによっては、法律上の取扱いとして函館市から住民票を異動しなければならない場合も考えられます。その場合は要件を満たさなくなるため対象外となります。

**Q9** 令和6年4月1日より前に採用され、奨学金の返還をしている従業員がいます。若者応援企業に登録済ですが、この方は対象にならないですか？

**A9** 本事業における対象者には該当しませんが、各企業において独自に支援することにつきましては、市としてルール・制約等は設けておりません。

**Q10** 令和6年4月1日より前に採用され、奨学金の返還をしている従業員について、一度解雇し、令和6年4月1日付で再度採用した場合は対象になりますか？

**A10** 本事業におきましては、本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図ることを目的としており、上記ケースなど、安易な離職・転職に該当するケースにつきましては、本事業の趣旨に反することから、支援対象外といたします。

## [企業の支援]

**Q11** 支援対象者（従業員）への企業からの支援について、支給方法等ルールはありますか。

**A11** 市に登録した若者応援企業におかれましては、市と同額以上の支援をしていただく必要があります（介護職員等・保育職員を雇用した場合は除く）が、支給方法につきましては、それぞれの企業においてご判断いただいて問題ありません。（ただし、支援対象者が企業を通して市に交付申請を行う時点において、支払根拠を確認するため、給与規程等関係書類を提出いただく場合があります。）

**Q12** 支援対象者（従業員）への企業からの支援額について、算定方法（返還額の1／3以上）は、どのようにになりますか？

**A12** 市に登録した若者応援企業におかれましては、市と同額以上の支援をしていただく必要があります（介護職員等・保育職員を雇用した場合は除く）が、その算定方法につきましては、

例1) 月3万円（年間36万円）返還する支援対象者の場合、

- ・市 1／3 =月1万円（年間12万円）
- ・企業 市と同額以上 =月1万円以上（年間12万円以上）
- ・支援対象者 1／3以下 =月1万円以下（年間12万円以下）

例2) 月1万3,000円（年間15万6,000円）返還する支援対象者の場合、

- ・市 1／3 ≈4,333（千円未満切り捨て）  
=月4,000円（年間4万8,000円）
- ・企業 市と同額以上 =月4,000円以上（年間4万8,000円以上）
- ・支援対象者 1／3以下 =月5,000円以下（年間6万円以下）

となります。

**Q13** 日本学生支援機構の代理返還制度を利用し、支援対象者に代わって直接返還したいと思っています。その場合の本事業の取り扱いはどうなりますか？

**A13** 下記の「函館市奨学金返還支援事業における若者応援企業代理返還に伴う取り扱い」のとおりとします。

**Q14** 支援対象者本人の負担分も含めて、企業で支援したいと思っています。企業としてどこまで支援することが可能ですか？

**A14** 支援対象者の返還額から市の支援額を差し引いた額までを企業が負担することについては、本制度上、特段の妨げはありません。なお、社内規定等に上記以外の支援方法（定額、定率など）を定め、返還額から市の支援額を差し引いた額を超える額を支援しようとする場合は、別途お問い合わせください。

[その他]

**Q15** 市から交付される支援額は、支援対象者の銀行口座に振込となるのですか？

**A15** お見込みのとおりです。

## 函館市奨学金返還支援事業における 若者応援企業の代理返還に関する取り扱い

若者応援企業が本事業の支援対象者に代わって日本学生支援機構に直接奨学金返還額を送金する「代理返還」にかかる企業、支援対象者の手続き等については、以下のとおりとする。

### (1) 企業

#### ①若者応援企業登録申請時

代理返還する旨を市へ意思表示。登録後に「代理返還による支援」とした場合は、その旨を適宜市に連絡すること。

#### ②採用時

代理返還する旨を支援対象者へ意思表示。登録後に「代理返還による支援」とする場合も同様とする。

#### ③採用後、市へ支援対象者の認定申請時

- ・代理返還を行う旨を企業として取り決めたことを確認できるもの（規程等）を添付。登録後に「代理返還による支援」とした場合は、適宜提出すること。
- ・日本学生支援機構が提供する「企業の返還支援（代理返還）システム」（スカラ KI）の登録が完了していることを確認できるものを添付。登録後に「代理返還による支援」とした場合は、適宜提出すること。

#### ④支援対象者の支援金交付申請時

代理返還した旨を確認できるものを支援対象者に交付し、申請書類に添付させること。

#### ⑤支援対象者から企業へ下記（2）の返還があった後

市負担分および本人負担分を支援対象者から徴収する場合、市へ支援対象者から返還があった旨を証するものを提出（返還時期は各企業に一任）

### (2) 支援対象者

#### ①市への支援金交付申請時

企業から交付された代理返還した旨を確認できる資料を申請書類に添付して提出

#### ②企業へ返還

企業が市負担分および本人負担分についても代理返還している場合、相当額を企業へ返還（返還時期は各企業に一任）